

群馬大学大学院理工学府教務委員会規程

平成25年4月1日 制定

(設置)

第1条 群馬大学大学院理工学府に、理工学府教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の募集，入学及び修了に関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) 非常勤講師に関すること。
- (4) 学生の異動に関すること。
- (5) 教員の担当科目及び資格認定に関すること。
- (6) その他理工学府に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理工学府長が指名し，教授会の承認を得た委員長及び副委員長 各1人
- (2) 各部門（理工学基盤部門及び産学連携推進部門を除く。）の教授から選出された正副委員 各2人
- (3) 理工学基盤部門の教授から選出された委員 1人
- (4) その他理工学府長が指名する教員 若干人

(任期)

第4条 委員の任期は，1年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは，副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は，委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 委員長は，委員が出席できないときは，その代理者を出席させることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(報告等)

第6条 委員長は，委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(専門委員会)

第7条 委員会に審議の円滑を図るため，必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は，専門職員及び学務係において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，理工学府長が行う。

附 則

- 1 この規程は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降，工学研究科に在学する者が，当該研究科に在学しなくなるまでの間，当該研究科に係る第2条各号に掲げる事項については，委員会において審議する。